

返戻金に関する事項

候補者が就労開始後下記期間内に退職した場合、求人者（甲）が弊社（乙）に対し退職日から5営業日以内に退職の事実及びその理由を書面で提出していること及び成功報酬料が期日までに支払われていることを条件に、乙は以下の金額を甲に返還するものとする。

- ① 入社から3か月以内に退職した場合成功報酬料の50%

許可番号： 13-ユ-304151
事業所の名称： 株式会社 AS コンサルティング
所在地 東京都港区元麻布 2-5-33-301